

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	第3次健康はなまき21プラン	<p>【目的】 健康増進計画に基づき、健康づくりのための行動指針として策定したプランの目標値の見直しや新たな健康課題等の検討</p> <p>【内容】 ・達成度の明確化のため、食事・運動など分野ごとの目標を数値で設定 ・積極的に生活習慣病を予防する「一次予防」に重点をおく ・生涯にわたる健康づくりを推進</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 令和4年度～令和13年度</p> <p>【関係法令】 健康増進法において、同法の基本方針および都道府県健康増進計画を勘案して、住民の健康の保持増進の推進計画の策定を推奨している。</p>	ア 計画		
2	花巻市教育振興基本計画	<p>【目的】 本市の教育行政の進むべき方向と、これを実現するための基本的な施策と目標を定めるとともに、目標達成のために必要な事業を明らかにするため策定するもの。</p> <p>【内容】 長期的な展望に立ち、本市の教育振興の方向と目標を定め、これらを達成するための基本的な行政施策と事業を体系化・明確化するものであり、花巻市まちづくり総合計画の「人づくり」分野の具体的な内容を示すもの。</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 令和3年度～令和7年度</p> <p>【関係法令】 教育基本法により、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされている。</p>	ア 計画		

1 参画の対象

対象の名称	花巻市教育振興基本計画	対象区分	市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
対象の内容	<p>【目的】 本市の教育行政の進むべき方向と、これを実現するための基本的な施策と目標を定めるとともに、目標達成のために必要な事業を明らかにするため策定するもの。</p> <p>【内容】 長期的な展望に立ち、本市の教育振興の方向と目標を定め、これらを達成するための基本的な行政施策と事業を体系化・明確化するものであり、花巻市まちづくり総合計画の「人づくり」分野の具体的な内容を示すもの。</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 令和3年度～令和7年度</p> <p>【関係法令】 教育基本法により、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされている。</p>		

2 選択した市民参画の方法

方法①	審議会その他の附属機関における委員の公募
名称	花巻市教育振興審議会での審議
時期及び回数	令和2年8月、9月、11月、令和3年2月 4回
周知方法及び周知時期	開催日2週間前までに郵送により通知するとともに、市ホームページに掲載する。
対象者（対象地域）	大学教授、市教育振興運動協議会、市校長会、市PTA連合会、私立幼稚園協議会、高等学校長、市体育協会、花巻青年会議所、法人立保育所協議会、学童クラブ、保育園保護者会、障がい児者施設、公募による者
結果公表の方法及び時期	市ホームページの教育振興審議会の開催結果をもって公表とする。 （令和2年8月、10月、11月、令和3年3月）
方法や時期を選択した理由	花巻市教育振興審議会は、花巻市教育振興審議会条例に基づき、教育行政の基本的施策に関し、必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として設置されているものであること。 各団体からの意見聴取の結果も踏まえ、できるだけ早い時期に審議会に諮れるよう上記の時期を選択した。

方法②	パブリックコメントの実施
名称	花巻市教育振興基本計画（素案）のパブリックコメント
時期及び回数	令和3年1月（1カ月間）
周知方法及び周知時期	広報はなまき令和2年12月15日号に掲載するとともに、市ホームページに掲載するほか、SNS、FMはなまき、有線放送で周知する。 素案については、当課、本庁総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、花巻保健センター、各図書館に備え付ける。
対象者（対象地域）	全市民
結果公表の方法及び時期	市ホームページに掲載する。（令和3年2月）
方法や時期を選択した理由	多くの市民が意見を述べやすい方法として選択。 意見集約及び市民からの意見を計画へ反映させるための十分な検討期間を考慮し選択した。

